

要求水準書の修正箇所

第2 2. (7) イ②配置予定技術者の要件 (16頁)

(修正前)

- ・ 解体撤去工事企業は、下記に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を解体撤去工事期間中に専任で配置すること。なお、複数の工事企業が解体撤去工事を共同して行う場合にあつては、そのうちのいずれかの企業が下記の技術者を配置できること。
 - a 一級建築施工管理技士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれらと同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
 - b 解体撤去工事業務着手年度の15年前の年度以降に、元請けの技術者として、RC又はSRC造、5階建て以上、延べ面積8,000㎡以上の建築工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(地域維持型建設共同企業体は除く。))

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、1年以上の工期にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

(修正後)

- ・ 解体撤去工事企業は、下記に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を解体撤去工事期間中に専任で配置すること。なお、複数の工事企業が解体撤去工事を共同して行う場合にあつては、そのうちのいずれかの企業が下記の技術者を配置できること。
 - a 一級建築施工管理技士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれらと同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
 - b 解体撤去工事業務着手年度の15年前の年度以降に、元請けの技術者として、RC又はSRC造、5階建て以上、延べ面積8,000㎡以上の解体又は新営、修繕・模様替え、耐震工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(地域維持型建設共同企業体は除く。))

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、1年以上の工期にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。